

写

令和 7 年 10 月 14 日

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 26 日付け宮労発基 0826 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務

ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,077円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日